

「京田辺市行政改革大綱（令和 6 年度～令和 13 年度）」（案）に係る パブリックコメント結果

- （1）案件名 「京田辺市行政改革大綱（令和 6 年度～令和 13 年度）」（案）に係るパブリックコメント
- （2）募集期間 令和 5 年 1 月 28 日（木）から令和 6 年 1 月 28 日（日）まで
- （3）意見提出者 1 名
- （4）意見の数 2 件
- （5）意見への対応内訳

対応区分	件数
計画に追加又は修正するもの（追加・修正）	0 件
計画に趣旨を記載済みのもの（趣旨記載）	0 件
計画の実施段階で参考とするもの（参考）	2 件
その他	0 件
合計	2 件

整理番号	関連分野	ご意見の概要	対応	ご意見に対する考え方
1	5 重点改革項目	<p>行政評価は、「事務事業評価」のみで「内部評価」(1次評価・所管所属長、2次評価・所管部局長)しか行っていない。</p> <p>総合計画や施策に係る「政策評価」の導入とともに、「外部評価」制度や京都市の制度に倣った「市民生活実感調査」等の実施が望まれる。</p>	参考	<p>本市における事務事業評価では、事務事業の所管所属長により1次評価、部局長により2次評価を行っています。1次評価では、年度当初に前年度事業について、指標の達成率を概ねの目安として事業の実施状況を3段階で評価を行い、2次評価では、当該事業の翌年度のコストの方向性にかかる評価を行うことで、予算編成に反映しています。</p> <p>現在は「政策評価」や「外部評価」は導入しておりませんが、決算説明資料「主要施策の成果」のほか、組織の目標管理や、「まちづくりプラン」の総括と実施状況の検証に活用することで、まちづくりにおける計画・予算・評価の連携を図るとともに、外部委員も含めた行政改革推進委員会の開催や市民満足度調査等の結果も施策に反映しつつ、市民ニーズに沿った成果重視の行政運営に努めます。</p>
2	5 重点改革項目	P15 5.持続可能な財政構造の構築について 持続可能な財政項目の構築（1）財政の健全化構造（歳出削減、歳入確保）と公共施設マネジメントの推進において適正な利用者負担で、安全な施設を将来に亘り維持するため、また、施設の長寿命化の為にも、計画的な修繕をしていく必要が	参考	<p>本市では、「京田辺市公共施設等総合管理計画」において「公共施設等の管理に関する基本方針」として、施設の利用料金などの適正化を検討することで効率的な施設運営を目指すこととしています。</p> <p>これを踏まえ、各施設においては、施設の設置目的に照らして、受益者負担の考え方のもと、利用状況や</p>

整理番号	関連分野	ご意見の概要	対応	ご意見に対する考え方
		<p>あります。</p> <p>特に市有施設において。同様同種の使用が可能な施設にあっては、使用料格差が生じない設定や空調設備など更新年数に伴う算定基礎費用から割り出す使用料金等の設定が必要である。</p> <p>市有施設を使える方と使えない方、双方から見て理解して頂ける受益者負担が必要と思います。</p>		利用実態、施設の維持管理経費等を精査し、引き続き料金の適正化を進めます

問い合わせ先 企画調整室

電話 0774-64-1310

Eメール kikaku@city.kyotanabe.lg.jp